

○職員の仕事の等級及び俸給月額決定等の基準

平成4年3月31日

達第866号

(目的)

第1条 この内規は、日本育英会職員給与規程(達第11号。以下「給与規程」という。)第10条から第13条までの規定に基づき、職員の仕事の等級及び俸給月額の決定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(等級別標準職務表)

第2条 職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める等級別標準職務表に定めるとおりとする。

(等級別資格基準)

第3条 職員の仕事の等級を決定する場合に必要な資格は、別表第2に定める等級別資格基準表に定めるとおりとする。

(等級別資格基準表の適用方法)

第4条 等級別資格基準表は、学歴(職員の有する最も新しい学歴等とする。)欄の区分に応じて適用するものとし、学歴欄に対応する同表の仕事の等級欄に定める上段の数字は当該仕事の等級に決定するための必要在職年数を、下段の数字は当該仕事の等級に決定するための必要経験年数を示す。

(昇格)

第5条 職員を昇格させる場合には、その仕事の等級について等級別資格基準表に定める必要在級年数又は必要経験年数を有していることにより、その者の属する仕事の等級を1等級上位の仕事の等級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、等級別資格基準表に定める必要在級年数又は必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要在級年数又は必要経験年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する仕事の等級に2年以上在級していない職員については行うことができない。

(昇格の場合の俸給月額)

第6条 職員を5等級以上の仕事の等級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。

(1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格した仕事の等級の最低の号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)に達しない号俸であるとき 昇格した仕事の等級の最低の号俸

(2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が別表第3に定める昇格関係表(以下「昇格関係表」という。)に定める号俸に達しない号俸であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対

応号俸」という。)の1号俸上位の号俸

- (3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格関係表に定める号俸以上の号俸(職務の等級の最高の号俸を除く。)であるとき 対応号俸の2号俸上位の号俸
  - (4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の等級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超えない額のものであるとき 対応号俸の2号俸上位の号俸
  - (5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額で昇格した職務の等級の最高の号俸の2号俸下位の号俸を超える額のものであるとき 前号に準じてその都度理事長が定める俸給月額
- 2 職員を6等級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とする。
- (1) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が6等級の最低の号俸に達しない額の号俸であるとき 6等級の最低の号俸
  - (2) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格関係表に定める号俸に達しない号俸であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 対応号俸
  - (3) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が昇格関係表に定める号俸以上の号俸(7等級の最高の号俸を除く。)であるとき 対応号俸の1号俸上位の号俸
  - (4) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が7等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額で昇格した6等級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超えない額のものであるとき 対応号俸の1号俸上位の号俸
  - (5) 昇格した日の前日に受けていた俸給月額が7等級の最高の号俸を超える俸給月額で昇格した6等級の最高の号俸の1号俸下位の号俸を超える額のものであるとき 前号に準じてその都度理事長が定める俸給月額  
(昇格した職員の昇給期間の短縮)

第7条 昇格した職員のうち次の各号に掲げる職員については、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を当該各号に定める期間短縮することができる。

- (1) 前条第1項第1号又は第2項第1号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が当該各号の規定により昇格した職務の等級の最低の号俸に決定されることとなる号俸中最上位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間  
(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (2) 前条第1項第2号若しくは第2項第2号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間  
(その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間)
- (3) 前条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定さ

れた職員（その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2以上ある場合の1の号俸である職員を除く。）昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）

- (4) 前条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が当該各号の規程により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2又は3ある場合の最上位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期間に相当する期間）
- (5) 前条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が2ある場合（当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が3以上ある場合を除く。）の下位の号俸であるもの 昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が6月（日本育英会職員給与規程第13条の規程により昇給期間が18月又は24月とされている職員にあつては、それぞれ9月又は12月）を超える場合に限り、3月
- (6) 前条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が3ある場合（当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合を除く。）の中位の号俸であるもの 3月（昇格した日の前日における号俸を受けていた期間が3月未満であるときは、その期間に相当する期間）
- (7) 前条第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員で、その者の昇格した日の前日における俸給月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しくは第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる号俸が4以上ある場合の最下位の号俸以外の号俸であるもの 部内の他の職員との均衡を考慮してその都度理事長が定める期間
- (8) 前条第1項第4号若しくは第5号又は第2項第4号若しくは第5号の規定により昇格後の俸給月額を決定された職員 部内の他の職員との均衡を考慮してその都度理事長が定める期間

2 前項又は次条の規定により昇給期間を短縮されている職員がその予定の昇給時期以前に昇格した場合における前項の適用については、これらの規定により短縮されている期間と当該昇格の日の前日における俸給月額を受けていた期間を合算した期

間をもつて、当該昇格の日の前日における俸給月額を受けていた期間とする。

(特別の場合の俸給月額)

第8条 新たに職員となつた者のうち、必要と認めるときは、部内の他の職員との均衡を考慮してその者の俸給月額及び最初の昇給期間を決定することができる。

附 則

1 この内規は、平成4年4月1日から施行する。

(昇格等に関する平成7年度までの間の経過措置)

2 平成4年4月1日から平成7年3月31日までの間に職員を5等級以上の職務の等級(以下「対象等級」という。)に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、この内規による改正後の職員の職務の等級及び俸給月額の決定等の基準(以下「改正後の内規」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、その者が昇格する時期の別により、附則別表の対象職員欄及び経過期間欄に掲げる区分(経過期間欄に定めのないときは、対象職員欄に掲げる区分)に対応する同表の昇格後の号俸等欄に定める俸給月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号俸等欄の区分に対応する同表の短縮期間欄に定める期間短縮することができる。

3 前項若しくは附則第5項又は改正後の内規第6条第1項の規定の適用を受けた職員を平成4年4月1日から平成8年3月31日までの間(以下「調整期間」という。)に昇格させた場合には、前項並びに附則第5項並びに改正後の内規第6条及び第7条の規定の適用がなく、かつ、この内規による改正前の職員の職務の等級及び俸給月額の決定等について(以下「改正前の内規」という。)第4条及び第5条の規定の適用があるものとして、昇給等の規定を適用した場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる俸給月額及びこれを受けることとなつたとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、前項の規定(平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間にあつては改正後の内規第6条及び第7条)を適用するものとする。

4 給与規程第13条第4項の規定により昇給しないこととされている職員を平成4年4月1日から平成7年3月31日までの間に対象等級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、附則第2項の規定にかかわらず、改正前の内規第6条の規定を適用したものとした場合に得られる俸給月額とする。

5 平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日又は平成7年4月1日(以下この項及び次項において「各調整日」という。)において、当該各調整日の前日から引き続き対象等級に在職する職員(当該各調整日に対象等級に昇格する職員を除く。)の当該各調整日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が当該各調整日に属する職務の等級の1等級下位の職務の等級からの昇格が当該各調整日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、次の各号に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(1) 平成4年4月1日における調整

平成4年4月1日前に昇格によりその者の属する職務の等級を対象等級に決定され、引き続き当該決定された職務の等級に在職する職員（同日に最高号俸等を受けている職員を除く。）の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間については、平成4年4月1日の直前に行われた昇格がないものとした場合に当該昇格の日に受けることとなる俸給月額及び当該俸給月額に係る次期昇給予定の時期を基礎とし、かつ、その者の勤務成績を考慮しつつ、昇給等の規定を適用して再計算し、平成4年4月1日にその者が現に受けている職務の等級に昇格したもものとして附則第2項の規定を適用した場合に得られる号俸又は当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間がその者の同日において現に受けている号俸又はこれを受けることとなる期間より有利な職員については、当該附則第2項の規定を適用して得られる号俸及び当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもつて、その者の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間とすることができる。

(2) 平成5年4月1日における調整

平成5年4月1日前に昇格によりその者の属する職務の等級を対象等級に決定され、引き続き当該決定された職務の等級に在職する職員（同日に最高号俸等を受けている職員を除く。）の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間については、前号の規定を準用して得られる俸給月額及び当該俸給月額に係る次期昇給予定の時期を基礎とし、かつ、その者の勤務成績を考慮しつつ、昇給等の規定（附則第5項の規定を除く。）を適用して再計算し、平成5年4月1日にその者が現に受けている職務の等級に昇格したもものとして附則第2項の規定を準用した場合に得られる号俸又は当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間がその者の同日において現に受けている号俸又はこれを受けることとなる期間より有利な職員については、当該附則第2項の規定を適用して得られる号俸及び当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもつて、その者の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間とすることができる。

この場合において、前号中「平成4年4月1日」とあるのは「平成5年4月1日」と読み替えるものとし、同号に掲げる職員のうち、平成4年4月1日以後昇格した職員又は同日以後採用された職員の再計算の基礎となる俸給月額及び当該俸給月額に係る次期昇給予定の時期は、平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間、附則第2項及び第5項の規定並びに改正後の内規第6条及び第7条の規定の適用がなく、かつ、改正前の内規第6条及び第7条の規定の適用があるものとして算出するものとする。

(3) 平成6年4月1日における調整

平成6年4月1日前に昇格によりその者の属する職務の等級を対象等級に決定され、引き続き当該決定された職務の等級に在職する職員（同日に最高号俸等を受けている職員を除く。）の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間については、前号中「平成5年4月1日」とあるのは「平成6年4月1日」と、

「平成5年3月31日」とあるのは「平成6年3月31日」と読み替えて同号の規定を準用して得られる号俸及び当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもつて、その者の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間とすることができる。

(4) 平成7年4月1日における調整

平成7年4月1日前に昇格によりその者の属する職務の等級を対象等級に決定され、引き続き当該決定された職務の等級に在職する職員（同日に最高号俸等を受けている職員を除く。）の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間については、第2号中「平成5年4月1日」とあるのは「平成7年4月1日」と、「附則第2項の」とあるのは「改正後の内規第6条及び第7条の」と、「平成5年3月31日」とあるのは「平成7年3月31日」と読み替えて同号の規定を準用して得られる号俸及び当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもつて、その者の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間とすることができる。

(5) その他の調整

① 各調整日において休職中の職員及び日本育英会職員の育児休業等に関する規程第2条の規定により育児休業をしている職員については、前号までの規定は適用しない。

② 各調整日において最高号俸等を受けている職員で、部内の他の職員との均衡を考慮して特に調整する必要があると認められる職員の各調整日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間の調整については、別に定める。

- 6 56歳に達した日後に附則第2項の規定の適用を受けた職員で当該昇格後の号俸が改正前の内規第6条の規定を適用した場合に得られる号俸の1号俸上位の号俸となるもの及び同日後平成7年4月1日を除く各調整日において前項の適用を受けた職員で、当該適用後の号俸が当該適用の日の前日に受けていた号俸の1号俸上位の号俸となるものの当該昇格又は調整後の最初の昇給に係る昇給期間は、給与規程第13条の規定にかかわらず、24月とする。

（平成8年4月1日における俸給月額の調整）

- 7 調整期間中に対象等級に2回以上昇格した職員のうち、平成8年4月1日における号俸（同日に昇格している場合は、当該昇格がないものとした場合の号俸）及びこれを受けることとなる期間に関し、部内の他の職員との均衡を考慮して特に調整する必要があると認められる職員については、次の各号に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(1) 平成8年4月1日の直前に行われた昇格がないものとした場合に当該昇格の日を受けることとなる俸給月額及び当該俸給月額に係る次期昇給予定の時期を基礎とし、かつ、その者の従前の勤務成績を考慮しつつ、昇給等の規定を適用して再計算し、平成8年4月1日にその者が受けている職務の等級（同日に昇格している場合は、当該昇格がないものとした場合の職務の等級をいう。以下この号において同じ。）に昇格したものとして改正後の内規第6条及び第7条の規定を適

用した場合に得られる号俸（次号において「調整後の号俸」という。）又は当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間がその者の同日において現に受けている号俸又はこれを受けることとなる期間より有利な職員については、当該改正後の内規第6条及び第7条の規定を適用して得られる号俸及び当該号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮する期間をもつて、その者の同日における号俸及びこれを受けることとなる期間とすることができる。

この場合において、平成8年4月1日に昇格したものとする場合の基礎となる俸給月額及びこれを受けたとみなす期間を算出する際の再計算は、平成4年4月1日以後附則第2項若しくは第5項又は改正後の内規第6条及び第7条の規定の適用を受けた職員にあつては、これらの規定の適用後の俸給月額及び当該俸給月額に係る次期昇給予定の時期を基礎として行うものとし、平成8年4月1日にその者が現に受けている職務の等級への昇格がないものとした場合等の再計算の過程において当該昇格の日以後に附則第5項の規定の適用を受けることとなる職員にあつては、同項の規定の適用を受けたものとして再計算を行うものとする。

(2) その他の調整

- ① 前号の規定の適用については、第5項第5号の①の規定を準用する。この場合において、同規定中「各調整日」とあるのは「平成8年4月1日」と読み替えるものとする。
- ② 平成8年4月1日において最高号俸等を受けている職員（同日に昇格した職員で、当該昇格がないものとした場合に最高号俸等を受けることとなる者を含む。）のうち、調整期間中に対象等級に2回以上昇格をした職員で部内の他の職員との均衡を考慮して特に調整する必要があると認められるものの同日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間の調整については、別に定める。
- ③ 第3項の規定の適用を受けた職員が平成8年4月1日に昇格した場合は、調整後の号俸を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の内規の規定を適用するものとする。

（昇格に関する平成13年度までの間の経過措置）

- 8 調整期間中に昇格をしなかつた職員で附則第5項の規定の適用を受けた職員を平成8年4月1日から平成14年3月31日までの間に最初に昇格させた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる俸給月額及びこれを受けることとなつたとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、改正後の内規第6条又は第7条の規定を適用するものとする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

- イ 平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間に昇格する職員

対象職員	経過期間	昇格後の号俸等	短縮期間
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に同項第1号に該当し、かつ、改正後の内規第7条第1項第1号に該当しないこととなる職員（以下「初号等職員」という。）		昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第1号に該当することとなる職員（以下「第1号職員」という。）	9月以上のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	経過期間から9月を減じた期間（その期間が3月を超えるときは3月。以下同じ。）
	9月未満のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第2号に該当することとなる職員（以下「第2号職員」という。）	9月以上のとき	対応号俸（改正後の内規第6条第1項第2号に定める対応号俸をいう。以下同じ。）の1号俸上位の号俸	経過期間から9月を減じた期間
	9月未満のとき	対応号俸	経過期間に3月を加えた期間
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第3号又は第4号に該当することとなる職員（以下「第3号等職員」という。）	9月以上のとき	対応号俸の2号俸上位の号俸	経過期間から9月を減じた期間
	9月未満のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間に3月を加えた期間
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第5号に該当することとなる職員（以下「第5号職員」という。）	6月を超えるとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	6月
	6月以下のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	3月
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第6号に該当することとなる職員	3月以上のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	6月
	3月未満のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間に3月を加えた期間



員（以下「第6号職員」という。）			
改正後の内規第6条第1項を適用したものとした場合に昇格した日の前日における俸給月額が当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が3あるとき （当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額が4以上ある場合を除く。）の最下位の号俸となる職員（同項第4号に該当することとなる職員を除く。以下「第7条適用外職員」という。）		対応号俸の1号俸上位の号俸	3月
その他の職員		備考第3項に定める俸給月額	備考第3項に定める期間

備考

- この表において「経過期間」とは、昇格した日の前日における俸給月額を受けていた期間に相当する期間をいう。（ロの表及びハの表において同じ。）
- 給与規程第13条の規定により昇給期間が18月とされている職員（以下「18月職員」という。）及び同規定により昇給期間が24月とされている職員（以下「24月職員」という。）に対するこの表の適用については、経過期間欄の区分中「9月」とあるのは、18月職員にあつては、「15月」と、24月職員にあつては「21月」とし、同欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては、「9月」と、24月職員にあつては「12月」とし、短縮期間の欄中「9月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「15月を減じた期間」と、24月職員にあつては「21月を減じた期間」とする。
- 「その他の職員」のうち、改正後の内規第6条第1項の規定を適用したものとした場合に改正後の内規第7条第1項第7号又は第8号の規定に該当する職員で次の各号に掲げるものについては、当該昇格後の号俸は、その者の昇格する時期及び昇格した日の前日における俸給月額を受けていた期間の別により、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるこの表の対象職員欄に定める号俸とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号俸等欄に対応する短縮期間欄に定める期間短縮することができる。  
この場合において、この表の経過期間欄の区分中「6月を超えるとき」とあるのは「昇格した日の前日における俸給月額に係る昇給期間の2分の1に相当

する期間を超えるとき」と、「6月以下のとき」とあるのは「昇格した日の前日における俸給月額に係る昇給期間の2分の1に相当する期間以下のとき」と読み替えるものとする。

- (1) 昇格した日の前日における俸給月額が、改正後の内規第6条第1項第3号又は第4号の規定により当該昇格後の俸給月額に決定されることとなる俸給月額（以下この項において「昇格対応俸給月額」という。）が1である場合の俸給月額である職員、昇格対応俸給月額が2ある場合の上位の俸給月額である職員及び昇格対応俸給月額が3又は4ある場合の最上位の俸給月額である職員 この表の対象職員欄の「第3号等職員」の区分
- (2) 昇格した日の前日における俸給月額が、昇格対応俸給月額が2ある場合の下位の俸給月額である職員及び昇格対応俸給月額が4ある場合の最下位の俸給月額の直近上位の俸給月額である職員 この表の対象職員欄の「第5号職員」の区分
- (3) 昇格した日の前日における俸給月額が、昇格対応俸給月額が3ある場合の中位の俸給月額である職員及び昇格対応俸給月額が4ある場合の最上位の俸給月額の直近下位の俸給月額である職員 この表の対象職員欄の「第6号職員」の区分
- (4) 昇格した日の前日における俸給月額が、昇格対応俸給月額が3又は4ある場合の最下位の俸給月額である職員 この表の対象職員欄の「第7条適用外職員」の区分

ロ 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間に昇格する職員

対象職員	経過期間	昇格後の号俸等	短縮期間
初号等職員		昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
第1号職員	6月以上のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	経過期間から6月を減じた期間（その期間が6月を超えるときは6月。以下同じ。）
	6月未満のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
第2号職員	6月以上のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間から6月を減じた期間
	6月未満のとき	対応号俸	経過期間に6月を加えた期間
第3号等職員	6月以上のとき	対応号俸の2号俸上位の号俸	経過期間から6月を減じた期間
	6月未満のとき	対応号俸の1号俸上位	経過期間に6月を加え

	き	の号俸	た期間
第5号職員	6月を超えるとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	9月
	6月以下のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	6月
第6号職員	3月以上のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	9月
	3月未満のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間に6月を加えた期間
第7条適用外職員		対応号俸の1号俸上位の号俸	6月
その他の職員		イの表の備考第3項の規定中「この表」とあるのは「ロの表」と読み替えて同号の規定を準用した場合に得られる俸給月額	イの表の備考第3項の規定中「この表」とあるのは「ロの表」と読み替えて同号の規定を準用した場合に得られる期間

備考

18月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「12月」と、24月職員にあつては「18月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「6月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「12月を減じた期間」と、24月職員にあつては「18月を減じた期間」とする。

ハ 平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間に昇格する職員

対象職員	経過期間	昇格後の号俸等	短縮期間
初号等職員		昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
第1号職員	3月以上のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	経過期間から3月を減じた期間（その期間が9月を超えるときは9月。以下同じ。）
	3月未満のとき	昇格後の職務の等級の最低の号俸	0
第2号職員	3月以上のとき	対応号俸の1号俸上位	経過期間から3月を減

	き	の号俸	じた期間
	3月未満のとき	対応号俸	経過期間に9月を加えた期間
第3号等職員	3月以上のとき	対応号俸の2号俸上位の号俸	経過期間から3月を減じた期間
	3月未満のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間に9月を加えた期間
第5号職員	6月を超えるとき	対応号俸の2号俸上位の号俸（18月職員及び24月職員にあつては対応号俸の1号俸上位の号俸）	0（18月職員及び24月職員にあつては12月）
	6月以下のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	9月
第6号職員	3月以上のとき	対応号俸の2号俸上位の号俸（18月職員及び24月職員にあつては対応号俸の1号俸上位の号俸）	0（18月職員及び24月職員にあつては12月）
	3月未満のとき	対応号俸の1号俸上位の号俸	経過期間に9月を加えた期間
第7条適用外職員		対応号俸の1号俸上位の号俸	9月
その他の職員		イの表の備考第3項の規定中「この表」とあるのは「ハの表」と読み替えて同号の規定を準用した場合に得られる俸給月額	イの表の備考第3項の規定中「この表」とあるのは「ハの表」と読み替えて同号の規定を準用した場合に得られる期間

備考

18月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「3月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「15月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「3月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「9月を減じた期間」と、24月職員にあつては「15月を減じた期間」とす

る。

別表第1 等級別標準職務表

一 1等級

- 1 部長及び次長の職務
- 2 支所長の職務

二 2等級

- 1 課長の職務
- 2 室長の職務
- 3 参事の職務
- 4 考査役の職務

三 3等級

- 1 課長補佐の職務
- 2 専門職の職務
- 3 専門的知識経験を必要とする業務を分掌する係長の職務
- 4 高度の専門的知識経験を必要とする業務を担当する専門員の職務

四 4等級

- 1 係長又はこれに準ずる主任の職務
- 2 専門的知識経験を必要とする業務を担当する専門員の職務

五 5等級

- 1 主任の職務
- 2 専門員の職務

六 6等級及び7等級

一般的業務を行う者の職務

別表第2 等級別資格基準表

学歴	職務の等級				
	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級
大学卒			3	6	6
		0	3	9	15
短大卒		3	3	6	6
	0	3	6	12	18
高校卒		5	3	6	6
	0	5	8	14	20

備考 職務の等級欄に定める上段の数字は、当該職務の等級に決定するための1等級下位の職務の等級における必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の等級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第3 昇格関係表

職務の等級	号俸
-------	----

2等級	10号俵
3等級	10号俵
4等級	11号俵
5等級	10号俵
6等級	9号俵
7等級	12号俵